サリン散布等 ③爆破による放射能の拡散 ④航空機等による自爆テロ 共施設や駅の爆破 ②多数の人数が出入りする公

### 第2編 えや予防 平素からの備

0

### 組織・体制の整備

体制を確保します。 て休日・夜間等における連絡 消防署安平支署などと連携し に迅速な対応が取れるよう、 武力攻撃が発生した場合

> めます。 ある防災行政無線の整備に努 参集基準を定めます。 の参集体制を整備し、 〇武力攻撃の対応に係る町 住民への情報伝達手段で 国、北海道、近隣市町など 職員の

護措置の訓練について検討し 避難、救援及び武力攻撃災害 の関係機関と連携し、国民保

0 ことができるよう道路網や避 避難や救援を迅速に行う

ければ住民生活に支障を及ぼ ムなど、その安全を確保しな 0 実施のあり方について定めま 管理に係る施設の安全確保の すような施設を把握し、町の



において特に必要となる物資 備えた物資や資材などの備蓄  $\circ$ や資材などについては、 蓄を兼ね、 基本的には、防災のために 国民保護措置のための備 武力攻撃事態など



資料を準備します。 難施設のリストなどの基礎的

す。その際、 ターンをあらかじめ作成しま 方法などに配慮します。 複数の避難実施要領のパ 要援護者の避難

への対処に関する平素からの

町内にある浄水施設やダ

## 国民保護に関する啓発

道と連携しつつ対応します。

識を身につけ、適切に行動す が国民保護に関する正しい知 る必要があり、 を最小化するためには、 0 活用し普及・啓発を図ります。 武力攻撃災害による被害 様々な媒体を 住民

#### 第3編 等への対処 武力攻撃事態

# 町国民保護対策本部の設置等

合は、 室を設置します。 る行為等の発生を把握した場 町長は、多数の人を殺傷す 速やかに緊急事態連絡

知を受けた場合、 国や知事を通じて指定の通 町国民保護



や救援などの国民保護措置を 対策本部を設置し、住民の避難 総合的に推進します。

置します。 国民保護措置の的確かつ迅速 ときは、町現地対策本部を設 整のため必要があると認める な実施や関係機関との連絡調 町長は、被災現地における

現地調整所を設置します。 などの関係機関との情報共有 必要があると認めるときは、 や活動調整を円滑に行うため た北海道、 町長は、被災現地に到着し 道警察、 消防機関